

平成30年度 産地農業活性化支援事業補助金

評価表 NO.

35

所管部課名	農林水産部 畜産課		担当者	高原 幸浩				
事務事業名	産地農業活性化支援事業補助金							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱等							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成30年度 予算額	国県支出金 5,667 千円	一般財源 千円	その他 5,667 千円	その他の中 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数（人/年）		4	平成35年度				
成果指標②	畜産物生産額		130億円	平成35年度				
補助対象者	56歳以上の認定農業者、3戸以上の生産者団体、農業協同組合							
補助対象経費	農業用施設（畜舎、堆肥舎等）、農業用機械等に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	56歳以上の認定農業者等が実施する施設整備等に要する経費の一部を助成し、経営の規模拡大及び所得の安定に資する。							
分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は 補助率	事業費の1/3以内、又はメニューで示された上限額のいずれか。 1経営体の補助上限350万円以内							
上記項目の 積算方法								
補助 過去受 けける 年事業 決算状 況等の 等の	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
		自己資金	9,565,000	66.7%	3,948,000	66.7%	13,962,000	67.9%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	9,565,000	66.7%	3,948,000	66.7%	13,962,000	67.9%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	4,778,000	33.3%	1,972,000	33.3%	6,604,000	32.1%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	14,343,000	100.0%	5,920,000	100.0%	20,566,000	100.0%
		事業費	14,343,000	100.0%	5,920,000	100.0%	20,566,000	100.0%
人件費		0.0%		0.0%		0.0%		
その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%		
計	14,343,000	100.0%	5,920,000	100.0%	20,566,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				41.3%		347.4%		
自己資金/前年度自己資金				41.3%		353.6%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	5		2		6			
成果指標の推移①	5		2		6			
成果指標の推移②	106億円		115億円		128億円			
特記すべき事項等	【前回評価】 平成27年度「見直しの上で継続：拡大」 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者と本補助金と産地農業後継者支援事業補助金について今後の方向性を協議されたい。 ・産地農業後継者支援事業補助金との統合を検討されたい。 ・本補助制度を知らなかったということがないように、周知されたい。 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 特になし（農政課に対する指摘事項のため） 【費用対効果】 各種総会・研修会時、通知文による周知 【補助事業以外の事業】 経営の規模拡大、作業の効率化等を図る上で、効果有りと判断する。 【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家の中でも特に経営に優れ、市の求める年間所得350万円以上、労働時間2000時間以内を志す農家（農業組織等）であり、本市の畜産振興に寄与している。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	補助対象者は、地域農業・畜産のリーダー的存在だけでなく、地域を支える担い手でもある。施設整備や機械導入など多額の資金を要するため、畜産農家の経営基盤の安定を図る上で、当面支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	施設整備や機械導入等を希望する農家は多く、生産性の向上や労力の低減、規模拡大につながっている。
	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p>	A	補助金等交付要綱で定めた補助対象者である。事業実施者自ら申請から実績まですることで、
	<p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p>	A	情勢の変化及び要望等に対処し、適宜補助事業内容の見直しを行っている。
	<p>④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。</p>	A	補助対象者の自己負担金分を含めて過剰投資にならないよう、審査会で協議している。
	<p>⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p>	A	認定農業者会に属し、畜産部会を通じ、経営感覚の共有化や研修会を通じて自己研鑽に努めている。
	<p>⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。</p>	A	国県等補助事業に該当しない事業の補完要素もあり、過去の事業等の取組状況も考慮しながら、現に農家が必要としているもののみを事業対象とし、審査会で協議している。
		A	産地農業活性化支援事業補助金交付要領及び薩摩川内市農林業補助金交付規則に順ずる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 一 次 結果	『今後の改革の方向性』	『視点別評価』
	□現状のまま継続	公益性 ⇒ □高い □低い
	■見直しの上で継続	必要性 ⇒ □高い □低い
	⇒今後の方向性 ■拡大 □他の補助金と統合	有効性 ⇒ □高い □低い
	□補助内容の改善 □縮小 □移管	適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□休止	『今後の改革の方向性』
	□廃止	□現状のまま継続
	『上記方向の理由』	□見直しの上で継続
	本市の主幹作物の畜産を今後も継続的に発展させていくため、経営感覚に優れた農家育成のため継続的に支援する必要がある。	⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合
	また、農家の高齢化等で農家戸数が減少する中で、担い手不足は切迫な課題であり、優秀な担い手の育成・確保は農業のみならず、地域社会の課題でもある。	□補助内容の改善 □縮小 □移管
	『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』	□休止 □廃止 『まとめ』

産地農業活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産地農業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力すること。
- (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
- (3) 産地農業後継者支援事業補助金交付要領第2条第3号に該当しない農業者であること。
- (4) 前回の補助金の交付を受けた年度から3箇年度以上経過した者であること。ただし、前回の補助金の交付を受けた経費が第4条第1号又は第4号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設等の導入及び工事に要する経費について交付する。

- (1) 種苗
- (2) 農業用施設（中古施設を含む）
- (3) 農業用機械（中古機械を含む）
- (4) 小規模土地基盤整備（用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る完成写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者等の経営状況（経営規模、収入及び所得）
- (2) 補助事業者等の数

(決算書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の2年後及び3年後の5月末までに決算書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

平成29年度 産地農業活性化支援事業補助金

補助金交付先一覧

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他	
1 中山 茂樹	1,965,000	3,931,800		5,896,800	5,896,800				5,896,800 トラクター1台(45ps)
2 枇榔 一夫	1,000,000	2,743,636		3,743,636	3,743,636				3,743,636 給水工事一式(さく井、水中ポンプ、給水槽、電気工事)
3 笹森 咲則	180,000	320,000		500,000	500,000				500,000 ベールグラブ1台
4 内村 文治	756,000	1,512,000		2,268,000	2,268,000				2,268,000 牛舎改修1棟
5 紺屋 貴	1,949,000	3,901,953		5,850,953	5,850,953				5,850,953 鳥舎補修、畜舍力一トン
6 笹嶺 義嗣	754,000	1,512,480		2,266,480	2,266,480				2,266,480 自走式小型ローラー1台、バーティー牧草モア1台、バーティーへーメーカー1台
合計	6,604,000	13,921,869	0	20,525,869	20,525,869	0	0	0	20,525,869